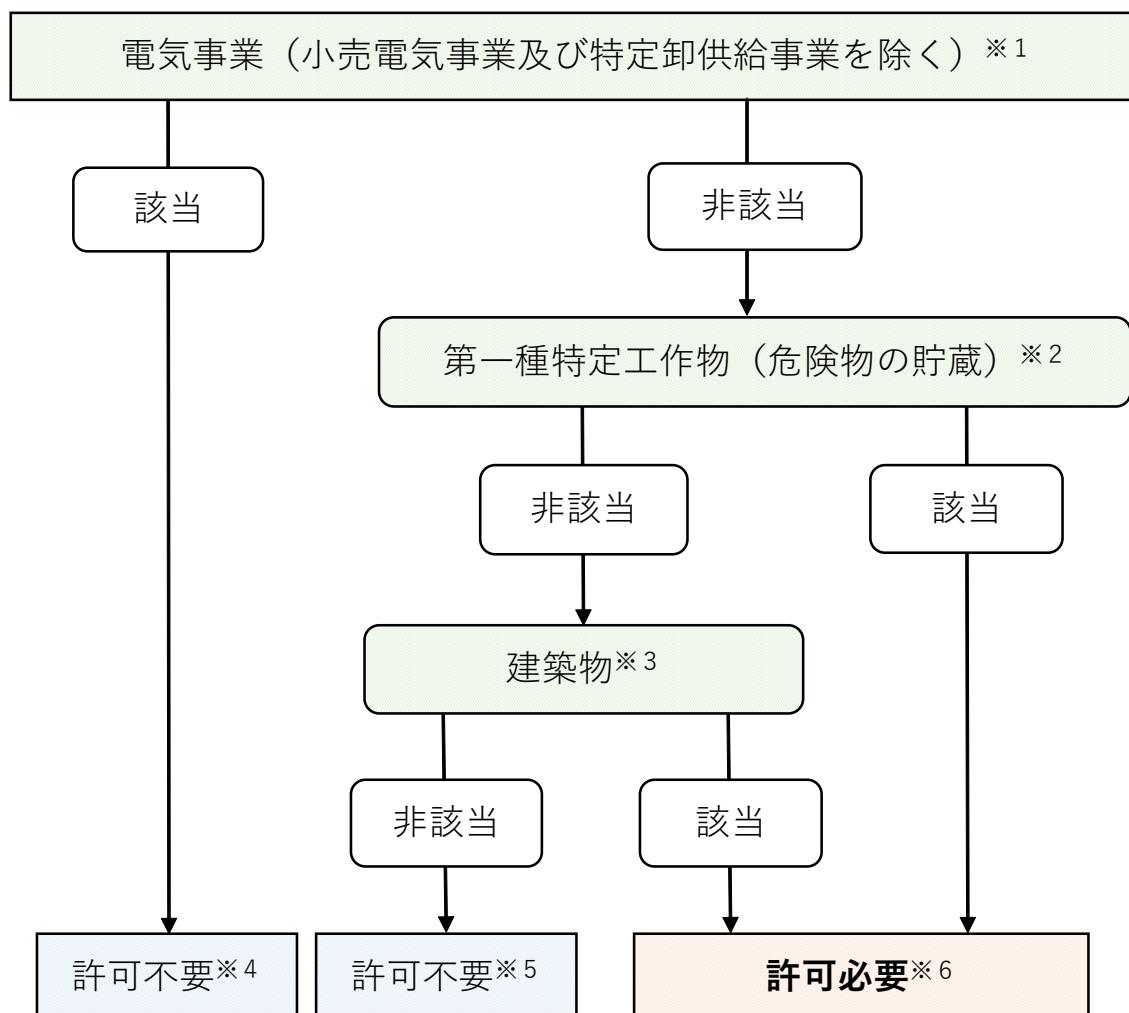


# 開発許可制度における系統用蓄電池の取扱い



※ 1 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業を除く）

※ 2 都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物（令第1条第1項第3号に規定する危険物の貯蔵の用に供する工作物）

※ 3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物

※ 4 第一種特定工作物に該当しないため又は都市計画法第29条第1項第3号（令第21条第14号）に規定する公益上必要な建築物に該当するため設置可

※ 5 第一種特定工作物及び建築物に該当しないため設置可

※ 6

区域	許可を要する規模
市街化区域	500m <sup>2</sup> 以上（鳴門市、小松島市、松茂町、北島町） 1,000m <sup>2</sup> 以上（徳島市、阿南市、吉野川市、石井町）
非線引き都市計画区域	3,000m <sup>2</sup> 以上
都市計画区域外	10,000m <sup>2</sup> 以上
市街化調整区域	規模に関係なく許可不可 <sup>※7</sup>

※ 7 地域の事情を勘案し、現段階においては、系統用蓄電池等について、市街化調整区域に設置する場合の許可基準を定めていません